

岩手県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションこっぼら	花巻市東和町土沢1区25番地1 コーポ山久1-3号室	花巻市東和町土沢8区115番地	平成23年10月3日